

令和 6 年 6 月 2 7 日

（名称）猪名川町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

猪名川町においては、東西に約 8 km、南北に約 18 km と南北に細長い形状であり、日生中央駅を起点に川西能勢口・大阪梅田方面へ運行している鉄道「能勢電鉄株式会社」、南北を結ぶ幹線道路を路線バス「阪急バス株式会社」が日生中央駅への発着、川西能勢口へ結ぶ路線を運行しており、その他、コミュニティバス「ふれあいバス」、デマンド交通「チョイソコいながわ」により町域内に広範に公共交通機関網が広がっている。

猪名川町の公共交通は、車社会の進展、人口減少及び少子高齢社会の進行など社会情勢の変化により、公共交通を取り巻く厳しい環境の中で、「住民の生活交通手段の確保や高齢者や学生等の外出を支援するための必要不可欠な社会基盤の一つ」としての機能を担っている。

しかしながら、少子高齢化に伴う利用者の減少やバスの運転士不足により、安定的な路線の維持が難しく、減便が繰り返されている現状であり、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また、阿古谷・松尾台地区においても路線の維持が難しいとバス事業者から協議の申し入れのあった地区であり、当該地区の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段を確保するための一つの方策として、町内交通事業者と協議の上、デマンド交通「チョイソコいながわ」の実証実験を行い、当該エリアの持続可能な移動手段の確保維持を模索したところである。

実証実験にてデマンド交通という予約の必要な乗り物への受容性、料金の妥当性など検証を行い、令和 4 年 4 月からは道路運送法第 4 条に基づく本格運行を開始しており、地域公共交通確保維持事業により、当該地区の移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る阿古谷・松尾台地区を運行するデマンド交通「チョイソコいながわ」は、路線バスが乗り入れ困難な地域や事業性の厳しい低需要の地域を主に担うことを踏まえ、利用促進をはじめ、国・県等による補助金も活用する中で、町による財政負担の軽減を図るものとして、下記のとおりを目標とする。

- ・利用者数約 7,200 人（令和 5 年度実績 8,663 人）以上とする。
- ・年間収入を約 250 万円以上（令和 5 年度実績約 276 万円）とする。
なお、国・県・町からの支出を約 2,400 万円以内（令和 5 年度実績約 2,400 万円）とする。
- ・収支率を 25%（令和 5 年度実績約 10%）以上

（猪名川町地域公共交通計画 P. 67、P. 68、P. 70、P. 76、P. 77、P. 80 参照）

（2）事業の効果

デマンド交通「チョイソコいながわ」の運行により、阿古谷・松尾台地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、さらには、高齢者だけでなく当該地区にお住まいすべての住民への外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・適切な交通モードの配置による見直しや効率化を検討し、移動の利便性の向上を図る。
（猪名川町）（猪名川町地域公共交通計画 P. 54、P. 55 参照）
- ・運行に関する情報を簡単に入手できるよう、マップの作成や町 HP 等の多様なツールを活用した情報発信を行う。（猪名川町・ネッツトヨタ神戸）（猪名川町地域公共交通計画 P. 59 参照）
- ・デマンド交通「チョイソコいながわ」の運営事業者とともに、事業の周知・啓発のためのイベント等へ参画する。（猪名川町・ネッツトヨタ神戸）
- ・運営事業者により、チョイソコいながわにかかるスポンサーを獲得し、地域で支える交通を目指す。（ネッツトヨタ神戸）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る阿古谷・松尾台地区を運行するデマンド交通「チョイソコいながわ」は、事業主体であるネッツトヨタ神戸株式会社より日の丸ハイヤー株式会社が、運行業務を受託しており、運行経費から運賃収入を差し引いた額を委託料として収受している。

猪名川町は、事業主体であるネッツトヨタ神戸株式会社に対し、運賃収入及びスポンサー収入を運営・運行経費から差し引いた赤字欠損額分を負担する。

国庫補助金が充当される際には、上記の欠損額に国庫補助金を充て、残りの赤字欠損額を猪名川町が負担することとしている。

【参考】令和 5 年度実績 収入額： 2, 769, 237 円

負担額： 24, 102, 000 円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

・令和6年5月31日（第1回）

＝報告1 令和5年度地域公共交通会議事業報告について

報告2 杉生線地域旅客運送サービス継続事業 選定結果について

議案1 令和5年度地域公共交通会議決算について

議案2 令和6年度地域公共交通会議予算について

議案3 猪名川町地域公共交通計画 改定（案）について

議案4 令和7年度地域公共交通計画認定申請の事務手続き等について

・令和6年6月18日（第2回）

＝ 令和7年度事業 地域公共交通計画認定申請について

（令和6年6月18日～25日 書面決議にて、すべての構成員から合意が得られた。）

19. 利用者等の意見の反映状況

令和2～3年度に実施した実証実験において、電話や窓口にて、高齢者など足の不自由な方から、車両へのステップの取付について要望があり、事業者と中山間部を走る車両へのステップの取付が可能かどうか検証を行い、車両にステップを取り付け、高齢者や身体障がい者にさらに乗り降りしやすい車両に改善した。

また令和4年度から本格運行を開始するにあたり、運賃に対して割引や定期券などを求める声が多かったこと、土曜日を運行日としてほしいとの要望が多かったことから、小児割引、障がい者割引、利用回数割引（顔認証システムを活用）、利用の低迷していた大島地区における特別運行を取りやめ、両地区土曜日を運行日とする変更を行い、利用実態及びニーズに合わせる改善を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 - 1

(所 属) 猪名川町まちづくり部都市政策課

(氏 名) 山上 賢志郎

(電 話) 072-766-8704

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。